

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり 時事新報には毎號詳細なる商況物價の

時事新報

第三千五百五十五號
明治廿四年十月九日 金曜日
舊曆辛卯九月七日 (戌辰)
日出版五時四十分
月出賃銀五元
半年出賃銀二十五元
全年出賃銀五十元
本報發行所 上海英大馬路
電話 二一〇一
西曆一千八百九十一年

時事新報定價
時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物
價報告あり其代價運送送料廣告料は左の如し
一 行 一 日 一月前金五十圓 三月前金五十圓 六月前金三
〇圓 一年前金六十圓 〇月前金五圓
〇 時事新報社 上海英大馬路 電話 二一〇一
發行所 上海英大馬路 電話 二一〇一

本報(寄稿)の付

一行	一日以上	七日以上
二行	八日以上	八日以上
三行	九日以上	九日以上
四行	十日以上	十日以上
五行	十一日以上	十一日以上
六行	十二日以上	十二日以上
七行	十三日以上	十三日以上
八行	十四日以上	十四日以上
九行	十五日以上	十五日以上
十行	十六日以上	十六日以上
十一行	十七日以上	十七日以上
十二行	十八日以上	十八日以上
十三行	十九日以上	十九日以上
十四行	二十日以上	二十日以上
十五行	二十一日以上	二十一日以上
十六行	二十二日以上	二十二日以上
十七行	二十三日以上	二十三日以上
十八行	二十四日以上	二十四日以上
十九行	二十五日以上	二十五日以上
二十行	二十六日以上	二十六日以上
二十一行	二十七日以上	二十七日以上
二十二行	二十八日以上	二十八日以上
二十三行	二十九日以上	二十九日以上
二十四行	三十日以上	三十日以上
二十五行	三十一日以上	三十一日以上
二十六行	三十二日以上	三十二日以上
二十七行	三十三日以上	三十三日以上
二十八行	三十四日以上	三十四日以上
二十九行	三十五日以上	三十五日以上
三十行	三十六日以上	三十六日以上
三十一行	三十七日以上	三十七日以上
三十二行	三十八日以上	三十八日以上
三十三行	三十九日以上	三十九日以上
三十四行	四十日以上	四十日以上
三五行	四十一日以上	四十一日以上
三十六行	四十二日以上	四十二日以上
三十七行	四十三日以上	四十三日以上
三十八行	四十四日以上	四十四日以上
三十九行	四十五日以上	四十五日以上
四十行	四十六日以上	四十六日以上
四十一行	四十七日以上	四十七日以上
四十二行	四十八日以上	四十八日以上
四十三行	四十九日以上	四十九日以上
四十四行	五十日以上	五十日以上

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より
各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を
撰登するより各社同一の記事を掲ぐるものと専ら其
時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯種の社
に通信を依頼せずとも世間往々此事を知らずして通
信社にはへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信
ずる方多きが如し爲りに行進を生じたる場合も事か
らざれば本社に記事論議を寄稿せんとする方は直接に
本社に向け發送せらるるを請ふ

支那に對する各國の談判は其 成行如何

上海英字新聞の報道に據れば過般支那長江の沿岸に起
りたる暴動事件に關し英佛米等の被害諸國は北京政府
へ談判する所ありしも要領を得ず遂に英國公使より價
金を要求し暴民を刑する等數箇條の難問を提出し併せ
て暴民の集積する湖南を開く可きものと要求したるに
支那にては李鴻章をして此難問に答へしめられたるも
合諸國は其返答に満足せず更に最後の要求を提出し期
日を定めて其決答を促し若し十分なる答を得ざるに
きは各國の聯合艦隊四十隻を以て上海及び吳淞を占領
し稅關を差押へ恰も之を抵當として飽まで要求を押し
通す答ありと云ふ事の原因は世人も知る如く長江の沿
岸ある蕪湖宜昌鎮江等の處々に暴民蜂起して外國の
會堂を燒き其宣教師を殺傷したるが爲りにして是種の
騒動は未開の國に於ては我が我國維新前夜の事と回想
しても其事情を推知す可きなれども聞く所に據れば支
那南部の民間には哥老會又は白蓮會など名づくる秘密
結社やうのものありて今回の事も或は其黨類の煽動に
出でたる形迹なきに非ずと云へば若し此黨類の者共
が尙か政治上に野心を抱き頑民の無智を利用して
外國に事端を開て政府の外交を困難に陥らしめ
るに乘じて事を擧げんとするが如き懸念にてもあら
んには随分憂慮ならざる事件と云ふ可し現に過般は英
人メーソンなる者が暴徒の爲りに兵器買入れの周旋を
爲したる嫌疑を以て拘留せられ其兵器も沒收されたる
よし事實に現はれたるはメーソン一人なれども外國人
にして右の結社に關係あるものは必ずしも右に止まら
ずして漢口寧波に及ぶ或は是迄とも兵器買
入れを屢行したるものもあるやの故は往々聞く所にし

殊に其徒の言に出でたりと云ふ新帝國主義の方針を
るものを見るに要旨は何れも内治外交の改良を專一と
あしたるものゝ如し或は外人の進言あるやも知る可ら
ずと雖も兎に角に支那の南部には今の帝政に服せずし
て陰に徒黨を糾合し或は外人と結託して爲すものとあ
らんとするものあるの事實は決して疑ふ可らざるが如し
果して然らば今回の暴挙は單に愚民衆の蠢意に出でた
る擴充の精神とのみ見る能はずして支那帝國の爲めに
は容易に看過す可らざるものと勿論されども其兎も角
として現に暴挙の爲めに會堂を燒かれ人民を殺され
て非常の損害を受けたるものは外國人にして固より其
儘に濟す可きに非ざれば支那政府に對して損害の賠償
を申し出で罪人の刑罰を促し又湖南の開港を要求する
等は今の國際の政略に於て止むを得ざるの處置なり
と云はざるを得ず然るに外交談判に遇々として決答を
爲さず因循擱後の日一日を經過するは支那政府從
來の筆法にして或は固有の國風と云ふも可ある程の
ことなれば被害の各國も其緩慢に堪ふる能はず之に迫
るに威力を以てして手詰りの談判に及び若し其求むる
所を得ざるにきは聯合海軍を以て上海吳淞を占領す可
しとの決心を示すに至りたるものならん此決心たる各
國の爲めに謀れば最も策の妙を得たるものと云はざる
を得ず蓋し各國の目的は唯その求むる所を得るに在り
て他意なきものなれども支那政府の事情を見るに到底
平和の談判のみにては事を決す可らず遂に威力を用
ふの要ありて或は極端の場合には前年の英佛聯合の
時の如く北京の城下に迫りて目的を達す可きなれども
今日の支那は前年の支那に非ずして北方の海岸殊に北
京の入口ある太浩の砲臺の如きは極めて堅牢の備あり
と云へば假令兵隊之に勝つも其勞費は決して容易
のものに非ざるが故に今度の聯合軍が北に向はずして
唯上海吳淞を占領せんとするは勞費少くして實効を
期するに確なるものと云ふ可し元來上海は商賈喧嘩の
地にして支那の外國貿易は専ら茲に行はるるものと云
れば此地を占領して其稅關をも差押へるときは恰も貿易
の權を奪取するものにして實際各國の利は北京城を以
て奪むるよりも大なるものあり
其反對に支那政府は之が
爲めに非常の損害を被らざ
るを得るに非ずして此の地を回
復せんとするに唯兵力を
以てするの外なくして恰も
攻守の勢を異にするの姿と
あるものと云へば今度の支那
の兵力にては到底回復の國
ある可らず即ち進退維谷
りて遂には各國の要求を容
れざるを得ざるに至る可し
左れば上海の占領は各國の
爲めには甚だ妙なれども固
みて支那政府の爲めに考ふ



れば今日に處するの策は最も困難なるが如し聞く所に
據れば彼の政府にて候補の地位に在るものは何れも滿
州出身の人に限り門閥門地を貴ぶの風甚だ盛にして彼
の李鴻章の如きも中央政府に對しては其勢力に依りて
たるものありと云ふ蓋し支那近時の人物は左宗棠、曾
國荃、曾紀澤、李鴻章等の數人なれども今は大抵死亡し
て殘る所は唯一の李鴻章のみ又昨年醇親王の死後後
親王が専ら政權に參する由なれども是れとても皇族の
身として全く表面の局に當るに過ぎざる可し今と爲り
て頼む所は李鴻章一人なれども其力は以て政府を左右
するに足らずとすれば政府の當局は殆んど人あしと云
ふも可きなり而して其内部の事情は如何と云ふに擴充論
の行はるるは獨り南部の地方のみならず政府の上流な
る門閥の間にも其精神の最も盛なる處あれば當局者
の事を慮するは極めて困難にして退て各國の要求を許
さんか、内の反對を如何ともしざる可き進んで之と争は
んか、兵力の足ざるを如何せん殆んど進退に窮せざる
を得ずして其窮極に至りては我輩の想像を盡せば或は
次の如くあるやも知る可らず即ち政府の廟議一定せず
して彼れは是れ因循擱後する其間に各國の聯合軍は早く
既に上海吳淞を占領して之に據り其稅關を差押へるに
至れば政府に於ても一時或は開戦の說もある可しと雖
も到底事實に行はれずして其中には議論一變し或は外
國の力を借りて内の反對不平を鎮壓するの手段に出づ
るものと前年の長蘆賊の處置と同様の事を再演するにも
至る可し而して彼等は固より自ら益するものと云へば
喜んで其力を假し日ならずして國內統一の效を奏する
ものとあらん斯くて事の至く治まるに至れば外國との關
係も無事に歸し又その版圖をも回復し支那帝國は依然
たる獨立國たるを失はざる可しと雖も既に自から國內
の始末に窮し外國の手を借りて内亂を鎮制するときは
其國の國權は非常に減縮するを免れずして爾後支那政
府が西洋諸國に對するの關係は大に從來と異にして益
々劣等の地位に立たざるを得ざるに至るものと云ふは實
際の成行は固より知る可らずと雖も今日までの報道に
由りて我輩の想像を盡すれば或は斯くの如き場合に
も立至らんかど漫に其成行を推測して聊か慰を付する
のみ

○文部省訓令 號
北海廳 府縣

○郵便爲替條例案 逓信省
條例案に關し往々世上には
オムメー即ち郵便小爲替法
を批難するものあるよしな
郵便爲替と稱するもの内
ありて英國にても右オムメ
ルメー所謂通常爲替法あり
則ち右の通常爲替法にして
論現行の郵便爲替法は全く
制定したるものにて現行
オムメーに基き制定
ある所は英國は紙幣の如き
のを用ひ我國にては其時々
捺する事と英國は拂渡局を
豫定せしむる事の二點の
替法制定の當時は何れの郵
換に其爲替金を拂渡すの方
のありたるより取替の爲
定せしむる事に改めたるも
爲替の便利少きに依り今
小爲替條例案の立案
るとは若出人の隨意に一任
よし尤も右の兩條例案は已
りと云ふ

○司法省各裁判所の新築落
へ建築中ある司法省及大審
の工事落成期は明後年の筈
により來る明治廿八年あら

